

(参考) 公立学校施設整備事業の概要

1. 趣旨

学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るため、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担に関する法律」(施設負担法)等に基づき、公立学校建物(公立小中学校、特別支援学校、幼稚園の校舎・体育館等)の施設整備に要する経費の一部を国庫補助することにより学校教育の円滑な実施を担保する。

2. 主な国庫補助事業・負担(算定)割合

事業名	負担(算定)割合	事業の内容
新增築	1/2	学校建物(校舎、体育館等)を新しく建設または増築(教室不足の解消、学校統合)
改築	1/3	構造上危険な状態にある建物、耐震力不足の建物、津波浸水想定区域内の移転又は高層化を要する建物
	1/2(嵩上げ)	Is値(※)が0.3未満の建物のうち、やむを得ない理由により補強が困難なもの
	1/2	南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における集団移転促進事業に関する学校建物の高台移転改築
地震補強	1/2(嵩上げ)	地震による倒壊の危険性があるもの(Is値0.3~0.7未満)
	2/3(嵩上げ)	地震による倒壊の危険性が高いもの(Is値0.3未満)
大規模改造等	1/3 (統合改修: 1/2)	エコ改修や老朽化に伴う補修など、既存の学校建物を建て替えずに改修(老朽改修、統合改修、トイレ改修、空調設置、障がい対策等)
長寿命化改良	1/3	構造体の劣化対策を要する建築後40年以上の建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じる改修
防災機能強化	1/3	避難所として必要な、学校施設の防災強化(非構造部材の耐震化、避難経路、備蓄倉庫の整備、避難所指定校への自家発電設備の整備等)
武道場	1/3	中学校に柔道場、剣道場等を整備
太陽光発電等設置	1/2	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備(太陽光パネルの設置、太陽熱利用、風力発電の整備、太陽光パネル既設置校への蓄電池の整備)
その他	1/3	屋外環境(グラウンド)、木の教育環境、学校プール、社会体育施設、学校給食施設、高校の産業教育施設等の整備、特別支援学校の用に供する既存施設の改修

※Is値(構造耐震指標): 建物の耐震性能を示す指標。Is値が大きいほど耐震性が高い
 Is値0.3未満 大規模な地震(震度6強以上)に対して倒壊又は崩壊の危険性が高い
 Is値0.3~0.6未満 大規模な地震に対して倒壊又は崩壊の危険性がある
 Is値0.6以上 大規模な地震に対しても倒壊または崩壊の危険性が低い。

新增築: 公立学校施設整備費補助金

新增築以外: 学校施設環境改善交付金